

(第81回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 81 期 報 告 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

ア ッ ギ 株 式 会 社

事業報告 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に、設備投資は引き続き増加し、雇用環境の改善に伴い、所得が緩やかに上昇する中で、個人消費も底堅く推移しております。

このような状況において当社グループは、第2次中期経営計画の最終年度にあたり、営業力強化をさらに進め、原料加工から最終製品までを一貫生産し販売するメーカーとして技術開発力を活かした完成度の高い商品を提案してまいりました。靴下では、柄物とセパレート商品の拡充や適度の引き締め感をもった着圧商品の充実を図った結果、下期の売上が下げ止まったことにより年間売上は微減にとどまりました。また、インナーウエアは、低価格輸入品により商品価格の低迷が続いたことや、暖冬の影響を大きく受け、季節商品の売上が不振でした。その結果、当連結会計年度の連結売上高は24,762百万円（前期比1.6%減）と目標を若干下回る結果となりましたが、高付加価値商品の販売による利益率の改善等により、連結経常利益は2,175百万円（前期比11.5%増）となりました。また、特別利益として投資有価証券売却益522百万円を計上したこと等により、連結当期純利益は2,460百万円（前期比27.5%増）となりました。

なお、部門別の状況は次のとおりであります。

繊維部門

(1) 靴下部門（ストッキング、タイツ、ソックス等）

靴下の市況は依然として厳しい状況が続いておりますが、ファッショントレンドの変化により、「レリッシュ」シリーズである柄パンティストッキングおよび秋冬季節商品が順調に推移し、「クリニカル」シリーズに代表される機能性を追求した着圧商品も好調に推移しましたが、プレーンストッキングの不調による落ち込みをカバーできず、当部門の連結売上高は19,955百万円（前期比1.5%減）となりました。

(2) インナーウエア部門

インナーウエアの市況は依然として低調に推移しており、また、低価格輸入品により商品価格の低迷も続いております。このような中で当社は、ショーツは順調に推移したものの、主力であるブラジャーの不振と暖冬の影響を受け防寒商品の不振により、当部門の連結売上高は3,533百万円（前期比4.2%減）となりました。

非繊維部門

不動産および介護用品売上が概ね順調に推移したことにより、当部門の連結売上高は1,274百万円（前期比4.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6億円であり、その主なものは生産設備の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第78期	第79期	第80期	第81期
		平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売 上 高(百万円)		27,449	26,404	25,156	24,762
経常利益または経常損失() (百万円)		490	1,112	1,950	2,175
当 期 純 利 益(百万円)		53	1,200	1,930	2,460
1株当たり当期純利益(円)		0.33	7.25	11.30	14.00
総 資 産(百万円)		53,534	52,788	56,713	56,042
純 資 産(百万円)		37,547	39,714	41,958	44,489
1株当たり純資産(円)		231.93	232.29	245.67	247.77

- [注記] 1. 第79期より、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しており、第78期に関しては、同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づき記載しております。
2. 第81期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかな拡大基調が続くと思われませんが、米国経済の先行き不透明感や円高進行の懸念等により、楽観を許さない状況にあります。

このような状況のもとで当社グループは、今年12月、創立60周年を迎えるこ

ととなりました。これを機に長年続く売上減少に歯止めをかけ、さらなる売上の拡大をはかるべく、営業活動を強化し、国内市場での売上の拡大を図るとともに、海外市場の開拓も進めてまいります。そのために、まず、需要の減少しているブレンスッキングの立て直しとして当社主力商品の「ミラキャラット」「スリムライン」を全面リニューアルいたします。

また、平成19年度をスタートとする第3次中期経営計画を策定いたしました。第3次中期経営計画は 営業力の強化、更なる合理化の推進、技術力および商品開発力の強化、人材の育成の4つの課題を柱に、新たな数値目標を定め、企業価値の拡大を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社

親会社の関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
アツギむつ株式会社	490百万円	24.48% (100%)	靴下の製造販売
アツギ白石株式会社	490百万円	24.48% (100%)	靴下およびインナーウェアの製造販売
煙台厚木華潤靴下有限公司	1,800万US\$	85.00%	靴下の製造販売

当社の出資比率()内は間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容

部 門	主 要 取 扱 商 品
靴 下	ストッキング、タイツ、ソックス等
インナーウェア	ブラジャー、ショーツ、ガードル、ニューインナー等
非 織 維	不動産、倉庫および店舗の賃貸、介護用品等

(8) 主要な営業所および工場

区 分		支店・センター・工場名および所在地
当 社	本 店	神奈川県海老名市
	支 店 (12支店)	東北(仙台市泉区)、東京第1(東京都中央区)、東京第2(さいたま市大宮区)、百貨店・専門店(東京都中央区)、インナー東(東京都中央区)、チェーンストア第1(神奈川県海老名市)、チェーンストア第2(神奈川県海老名市)、SDR(神奈川県海老名市)、名古屋(名古屋市中区)、大阪(大阪市中央区)、インナー西(大阪市中央区)、福岡(福岡市博多区)
	物流センター (5センター・2倉庫)	東北(宮城県白石市)、東京第1(神奈川県海老名市)、東京第2(神奈川県海老名市)、東京インナー(神奈川県海老名市)、九州(長崎県佐世保市)、海老名倉庫(神奈川県海老名市)、白石倉庫(宮城県白石市)
アツギむつ株式会社		本店(神奈川県海老名市)、むつ事業所(青森県むつ市)他4工場(青森県十和田市他)
アツギ白石株式会社		本店(神奈川県海老名市)、白石事業所(宮城県白石市)他2工場(宮城県柴田郡他)
煙台厚木華潤靴下 有 限 公 司		中国山東省煙台市経済技術開発区

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 子 (うち在外子会社)	481名 (170名)	13名増 (20名増)
女 子 (うち在外子会社)	994名 (943名)	73名増 (79名増)
合 計 (うち在外子会社)	1,475名 (1,113名)	86名増 (99名増)

- 〔注記〕1. 就業人員で表示しております。臨時従業員(期中平均2,547名、前期比218名減)は含んでおりません。
2. 従業員増の主な要因は、中国における製造子会社の拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 391,039,000株
 (2) 発行済株式の総数 208,195,689株
 (うち自己株式19,789,731株を含む)
 (3) 株 主 数 38,951名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数
東 レ 株 式 会 社	10,255
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,075
ア ツ ギ 白 石 株 式 会 社	6,121
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,913
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルリミテッド	4,397
ア ツ ギ む つ 株 式 会 社	4,002
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	3,771
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュールポートフォリオ	3,476
旭 化 成 せ ん い 株 式 会 社	3,451
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,443

- 〔注記〕 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記表以外に、当社は自己株式19,789,731株を保有しております。
 3. 上記表に記載された大株主のうち、アツギ白石株式会社とアツギむつ株式会社は、当社の子会社であるため、議決権を有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に会社法第163条の規定に基づき子会社から取得した自己株式
 普通株式 10,000,000株
 取得価額総額 1,630百万円
 買受けを必要とした理由 平成18年5月1日の会社法施行により、
 当社の子会社となった会社が保有してい
 る当社株式の一部を買受けたものであり
 ます。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	岡 安 清 友	日本婦人靴下協会会長
代表取締役社長	藤 本 義 治	社長執行役員、管理本部長
取締役	佐 々 木 秀 雄	副社長執行役員、生産本部長
取締役	山 崎 芳 朗	常務執行役員、生産副本部長 煙台厚木華潤靴下有限公司董事長
取締役	高 幣 俊 秀	常務執行役員、営業本部長
取締役	新 井 俊 資	執行役員
取締役	内 田 章	東レ㈱取締役
常勤監査役	中 馬 良 一	
監査役	河 崎 俊 雄	
監査役	古 賀 愼 一 郎	㈱浜銀総合研究所研究理事

- 〔注記〕1. 取締役内田 章氏は、社外取締役であります。
2. 監査役河崎俊雄氏および古賀愼一郎氏は、社外監査役であります。
3. 当期中の役員の変動
 (就任)平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において、取締役に内田章氏が新たに選任され就任いたしました。
 (退任)平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって取締役葛馬正男氏は任期満了により退任いたしました。
4. 平成18年6月29日開催の取締役会において、代表取締役会長に岡安清友氏、代表取締役社長に藤本義治氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 当社は平成19年4月1日付で、担当を以下のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役	山 崎 芳 朗	常務執行役員、生産本部長 煙台厚木華潤靴下有限公司董事長
取締役	新 井 俊 資	執行役員、企画開発統括兼マーケティング部長
取締役	佐 々 木 秀 雄	

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役(うち社外)	6名(0名)	116百万円(-百万円)
監査役(うち社外)	3名(2名)	31百万円(18百万円)
合 計	9名(2名)	148百万円(18百万円)

- 〔注記〕1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役は無報酬であります。
3. 上記のほか、平成16年6月29日開催の第78回定時株主総会の退職慰労金打切り支給決議に基づき、第81回定時株主総会終結の時をもって退任する取締役1名および監査役2名(うち社外1名)に対し退職慰労金(取締役75百万円、監査役1百万円(うち社外0百万円))を支給する予定です。

(3) 社外役員に関する事項

取締役 内田 章

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

東レ株式会社取締役財務経理部門長であります。東レ株式会社は、靴下原料の仕入先であり、当社の主要取引先であります。

イ．他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会の3割に出席し、経営・財務方面より議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

監査役 河崎 俊雄

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ．他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会の9割に、また、当事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、取締役の業務執行状況、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

監査役 古賀慎一郎

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ．他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会の9割に、また、当事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、取締役の業務執行状況、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
新日本監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
当社が支払うべき報酬等の額

42百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
44百万円

〔注記〕当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に係る内部統制制度への対応に関する助言業務を委託しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、監査役と綿密な連携をとりつつ、再任・不再任の決定を行う方針です。

(6) 海外子会社の会計監査の状況

海外子会社については、当社の会計監査人以外の現地会計事務所「山東正源和信会計士事務所」他が会計監査を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決議いたしました。

・取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「企業行動基準」および「従業員行動規範」を制定し、全社員に啓蒙することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
2. 業務運営の状況を把握して、法令・定款への適合性及び業務運営の妥当性・合理性を確認し、その改善を図るために内部監査を実施する。
3. 職務執行の適法性の確保をより確実に期するため、社外取締役1名と社外監査役2名を選任し、取締役会での監視を行う。

- . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- 1. 経営会議議事録その他取締役の職務執行に関連する文書については文書管理規程に則り作成保存する。
- 2. 文書の保存期間および保管場所は文書管理規程に定めるところによる。
- . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1. リスク管理については、「リスクマネジメント委員会」を設置し、主管部署である経営企画室がリスク管理規程に基づき、グループ全体のリスクを総合的に管理する。
- 2. 内部監査担当が各部署毎のリスク管理状況を監査し、結果を定期的に担当取締役に報告する体制とする。
- . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1. 各本部は年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、全社員に公開することにより、取締役と社員が目標を共有し、目標達成に向けての意思統一を図る。
- 2. 各本部の目標の達成度は、経営企画室が定期的にレビューし、業績管理を行うことにより、業務の効率性を確保する。
- 3. 重要事項については、取締役で構成する経営会議において審議を行う。
- . 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1. 当社の組織上、グループ会社は当社の採用している本部制における各部長の管理下に置かれ、グループ会社のコンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策を各本部が責任を持って管理する。
- 2. 定期的に開催しているグループ幹部会議において、グループ企業からの報告を受け、重要事項についての協議、決定を行う。
- 3. 重要なグループ企業については、会計監査人による監査を実施し、社外からの監査を行うことで、業務の適正を確保する。
- . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1. 監査役がその職務を補助する内部監査担当者を選任する。
- . 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1. 補助者の人事異動、人事評価については、監査役会の意見を尊重するものとする。
- 2. 監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査担当者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

・取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、経営上の重要事項を報告・決定する機関である経営会議に出席する。
2. 内部監査担当者による内部監査の結果は、遅滞無く監査役に報告することとする。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
2. 監査役会が、外部の会計監査人と定期的に監査方針および監査状況の報告を受け、意見交換を行う機会を確保する。

事業報告注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位: 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,052	流動負債	4,681
現金及び預金	6,267	支払手形及び買掛金	2,456
受取手形及び売掛金	4,302	未払法人税等	442
たな卸資産	5,487	賞与引当金	248
繰延税金資産	239	その他	1,532
その他	839	固定負債	6,872
貸倒引当金	85	繰延税金負債	1,218
固定資産	38,990	再評価に係る繰延税金負債	2,460
有形固定資産	29,417	退職給付引当金	2,390
建物及び構築物	7,018	役員退職慰労引当金	3
機械装置及び運搬具	4,689	その他	798
土地	17,522	負債合計	11,553
建設仮勘定	82	純資産の部	
その他	105	株主資本	43,853
無形固定資産	273	資本金	31,706
土地使用権他	273	資本剰余金	10,823
投資その他の資産	9,299	利益剰余金	3,996
投資有価証券	8,585	自己株式	2,672
その他	714	評価・換算差額等	320
貸倒引当金	0	その他有価証券評価差額金	1,780
資産合計	56,042	繰延ヘッジ損益	165
		土地再評価差額金	1,696
		為替換算調整勘定	71
		少数株主持分	315
		純資産合計	44,489
		負債・純資産合計	56,042

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,762
売 上 原 価		15,102
売 上 総 利 益		9,660
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,581
営 業 利 益		2,078
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
受 取 配 当 金	96	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	5	
そ の 他	128	252
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
そ の 他	147	155
経 常 利 益		2,175
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	522	
そ の 他	88	611
特 別 損 失		
減 損 損 失	26	
固 定 資 産 除 却 損	17	
固 定 資 産 売 却 損	35	
P C B 処 分 損 失	97	
そ の 他	13	190
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,596
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	107	
法 人 税 等 調 整 額	17	125
少 数 株 主 利 益		10
当 期 純 利 益		2,460

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	31,706	10,601	2,073	3,328	41,052
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			341		341
当期純利益			2,460		2,460
自己株式の取得				29	29
自己株式の処分		222		685	908
土地再評価差額金取崩額			197		197
株主資本以外の項目の連結会計期間中の変動額(純額)					
連結会計期間中の変動額合計		222	1,922	656	2,801
平成19年3月31日残高	31,706	10,823	3,996	2,672	43,853

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調 整 勘 定	評価・換算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日残高	2,805		1,893	6	905	292	42,250
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							341
当期純利益							2,460
自己株式の取得							29
自己株式の処分							908
土地再評価差額金取崩額							197
株主資本以外の項目の連結会計期間中の変動額(純額)	1,025	165	197	77	585	22	562
連結会計期間中の変動額合計	1,025	165	197	77	585	22	2,238
平成19年3月31日残高	1,780	165	1,696	71	320	315	44,489

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

アツギむつ株式会社、アツギ白石株式会社、煙台厚木華潤靴下有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称

山東華潤厚木尼龍有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

煙台厚木華潤靴下有限公司、阿姿誼（上海）針織有限公司、阿姿誼（上海）国際貿易有限公司の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく貸借対照表および損益計算書を基礎として連結を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

デリバティブ取引の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法

時価法

主として移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社および国内子会社 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法。

海外子会社 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～65年

機械装置及び運搬具 10年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応分を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務として、自己都合要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ
通貨オプション

(ヘッジ対象)

借入金の金利
外貨建予定取引

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

また、為替変動リスクを回避する目的で通貨オプション取引を行っております。

ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュフロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。

6. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は44,008百万円であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,541百万円
2. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正平成15年5月30日）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 対象となる事業用土地の地域性、重要性および用途を考慮して、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3項に定める地方税法「昭和25年法律第226号」第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、第4項に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に合理的な調整を行って算定する方法、第5項に定める不動産鑑定士による鑑定評価による方法で算定しております。

- ・再評価を行なった年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行なった土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 3,333百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	208,195,689 株	-	-	208,195,689 株

2. 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	百万円 397	円 2	平成18年 3月31日	平成18年 6月30日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	百万円 565	円 3	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	247円77銭
1株当たり当期純利益	14円0銭

貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位: 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,513	流動負債	4,733
現金及び預金	3,964	支払手形	231
受取手形	195	買掛金	2,983
売掛金	4,043	未払金	947
製品及び商品	2,806	未払費用	93
原材料	7	未払法人税等	91
仕掛品	56	未払消費税等	69
貯蔵品	91	前受金	57
前払費用	46	預り金	106
繰延税金資産	212	賞与引当金	153
通貨オプション	278	固定負債	6,816
一年以内回収予定の長期貸付金	170	繰延税金負債	1,210
未収入金	1,538	再評価に係る繰延税金負債	2,478
その他	187	退職給付引当金	2,331
貸倒引当金	85	預り保証金	561
固定資産	42,768	預り敷金	235
有形固定資産	24,299	負債合計	11,550
建物	6,394	純資産の部	
構築物	199	株主資本	44,467
機械及び装置	41	資本金	31,706
車輛及び運搬具	8	資本剰余金	10,647
工具器具及び備品	39	資本準備金	7,927
土地	17,616	その他資本剰余金	2,720
無形固定資産	82	利益剰余金	4,611
ソフトウェア	81	その他利益剰余金	4,611
その他	0	繰越利益剰余金	4,611
投資その他の資産	18,386	自己株式	2,496
投資有価証券	8,580	評価・換算差額等	262
関係会社株式	466	その他有価証券評価差額金	1,768
関係会社出資金	2,144	繰延ヘッジ損益	165
長期貸付金	6,719	土地再評価差額金	1,670
長期前払費用	77	純資産合計	44,730
その他	398	負債・純資産合計	56,281
貸倒引当金	0		
資産合計	56,281		

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,429
売 上 原 価		15,870
売 上 総 利 益		8,558
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,798
営 業 利 益		1,760
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	339	
そ の 他	445	785
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
そ の 他	365	373
経 常 利 益		2,171
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	522	
そ の 他	23	546
特 別 損 失		
減 損 損 失	23	
固 定 資 産 除 却 損	1	
固 定 資 産 売 却 損	35	
P C B 処 分 損 失	97	
そ の 他	13	171
税 引 前 当 期 純 利 益		2,546
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34	
法 人 税 等 調 整 額		34
当 期 純 利 益		2,511

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	31,706	7,927	2,719	10,646	2,693	838	44,207
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					397		397
当期純利益					2,511		2,511
自己株式の取得						1,659	1,659
自己株式の処分			0	0		1	2
土地再評価差額金取崩額					197		197
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計			0	0	1,917	1,657	260
平成19年3月31日残高	31,706	7,927	2,720	10,647	4,611	2,496	44,467

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	2,793		1,867	925	45,132
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					397
当期純利益					2,511
自己株式の取得					1,659
自己株式の処分					2
土地再評価差額金取崩額					197
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	1,025	165	197	662	662
事業年度中の変動額合計	1,025	165	197	662	402
平成19年3月31日残高	1,768	165	1,670	262	44,730

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法

ただし、土地は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～65年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務として自己都合要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応分を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(2) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

通貨オプション

借入金の金利

外貨建予定取引

ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
また、為替変動リスクを回避する目的で通貨オプション取引を行っております。

ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュフロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(3) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は44,565百万円であります。

（貸借対照表に関する注記）

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,745百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 1,696百万円 |
| 長期金銭債権 | 6,719百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,774百万円 |

3. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正平成15年5月30日）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 対象となる事業用土地の地域性、重要性および用途を考慮して、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3項に定める地方税法「昭和25年法律第226号」第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、第4項に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に合理的な調整を行って算定する方法、第5項に定める不動産鑑定士による鑑定評価による方法で算定しております。

- ・再評価を行なった年月日 平成14年3月31日

・再評価を行なった土地の当事業年度末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 3,333百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

193百万円

仕入高

12,387百万円

営業取引以外の取引高

241百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前期末株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,636,299 株	10,166,796 株	13,364 株	19,789,731 株

変動事由の概要

増加：子会社の所有する当社株式の取得および単元未満株式の買取によるものであります。

減少：単元未満株式の買い増し請求によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金否認

62百万円

貸倒引当金否認

29百万円

退職給付引当金否認

836百万円

減価償却超過額否認

884百万円

未払事業税否認

20百万円

未払金否認

363百万円

繰越欠損金

1,757百万円

その他

194百万円

繰延税金資産小計

4,148百万円

評価性引当額

3,823百万円

繰延税金資産合計

325百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

1,210百万円

通貨オプション

113百万円

繰延税金負債合計

1,323百万円

繰延税金負債の純額

998百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、靴下製造設備、電子計算機および周辺機器一式等はリース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	133	84	49
工具器具及び備品	242	149	93
ソフトウェア	112	59	53
合計	488	292	195

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	74百万円
1年超	121百万円
合計	195百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料(減価償却費相当額) 88百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アツギむつ(株)	100% (75.51%)	資金の援助 繊維製品の 仕入 役員の兼任	貸付金の返済(注1)	1,630	貸付金	3,388
				貸付金利息(注1)	120		
				製品の購入(注2)	7,099	買掛金	1,123
				自己株式の購入(注3)	1,630	自己株式	1,630
	アツギ白石(株)	100% (75.51%)	資金の援助 繊維製品の 仕入 役員の兼任	貸付金の返済(注1)	1,100	貸付金	1,579
				製品の購入(注2)	2,154	買掛金	528
	煙台厚木華潤靴下有限公司	85%	資金の援助 繊維製品の 仕入 原料・資材 の売却 役員の兼任	資金の貸付(注1)		貸付金	1,003
				製品の購入(注2)	3,079	買掛金	24
				原料資材の売却(注2)	645	未収入金	310

議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済期限は期間5年としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注3)アツギむつ(株)が所有する当社株式1,000万株を1株163円で買い受けたものであります。

(注4)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 237円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円87銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月9日

アツギ株式会社
取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 山田 洋 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鴨田 淳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アツギ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アツギ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月9日

ア ツ ギ 株 式 会 社
取 締 役 会 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 田 洋 一 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鴨 田 淳 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アツギ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、各部署の責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月10日

アツギ株式会社 監査役会

常勤監査役	中	馬	良	一	Ⓧ
社外監査役	河	崎	俊	雄	Ⓧ
社外監査役	古	賀	愼	一郎	Ⓧ

以上

株 主 メ モ

本 社 神奈川県海老名市大谷3905番地
〒243-0493 電話046(231)1111

決 算 期 3月31日

定時株主総会 毎年6月

単 元 株 式 数 1,000株

配当金支払株主確定日

期末配当金 3月31日

中間配当金 9月30日

公 告 方 法 電子公告

ただし電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ないます。
(アドレス)
<http://www.atsugi.co.jp/ir/koukoku.html>

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

同 連 絡 先 〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

お 問 合 せ 先 0120-232-711
各種手続用紙のご請求 0120-244-479

同 取 次 所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
野村證券株式会社本店および全国各支店
